

令和7年9月7日

令和7年度茨城県災害支援薬剤師養成研修会 A 資料

茨城県における 薬事関連災害医療体制と法制度

茨城県保健医療部医療局薬務課
係長 大藏 純一

本日の内容

1. 背景
2. 「医療計画」と「地域防災計画」における位置づけ
3. 茨城県保健医療部災害対策マニュアル
4. 茨城県災害薬事コーディネーター・災害支援薬剤師について
5. EMIS（広域災害・救急医療情報システム）について

1.背景

医政地発0331第14号
令和5年3月31日
最終改正 医政地発0629第3号
令和5年6月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4の規定に基づき、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病並びに救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の6事業（以下あわせて「5疾病・6事業」という。）並びに居宅等における医療（以下「在宅医療」という。）について医療計画に記載することとされています。

各都道府県が医療提供体制を確保するに当たり、特に5疾病・6事業及び在宅医療については、①疾病又は事業ごとに必要となる医療機能を明確化した上で、②地域の医療機関がどのような役割を担うかを明らかにし、さらに③医療連携体制を推進していくことが求められています。

医療機能の明確化から連携体制の推進に至るこのような過程を、以下、医療体制の構築ということとします。

5疾病・6事業及び在宅医療の医療体制を構築するに当たっては、それぞれに求められる医療機能を具体的に把握し、その特性及び地域の実情に応じた方策を講ずる必要があることから、下記のとおり、それぞれの体制構築に係る指針を国において定めましたので、新たな医療計画作成のための参考としていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は法第30条の8に基づく技術的助言であることを申し添えます。

を目的として、都道府県により任命された者である。

なお、厚生労働省は、平成 28 年度から災害時小児周産期リエゾン養成研修を実施し、災害時小児周産期リエゾンの養成に努めている。

災害時小児周産期リエゾンの運用や活動内容については、「災害時小児周産期リエゾン活動要領」（平成 31 年 2 月 8 日付け医政地発 0208 第 2 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）を参照されたい。

(11) 災害薬事コーディネーター

災害薬事コーディネーターとは、災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、都道府県が設置する保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師である。

各都道府県において、災害薬事コーディネーターの研修事業等を実施し、災害薬事コーディネーターの養成及びその能力向上に努めている。

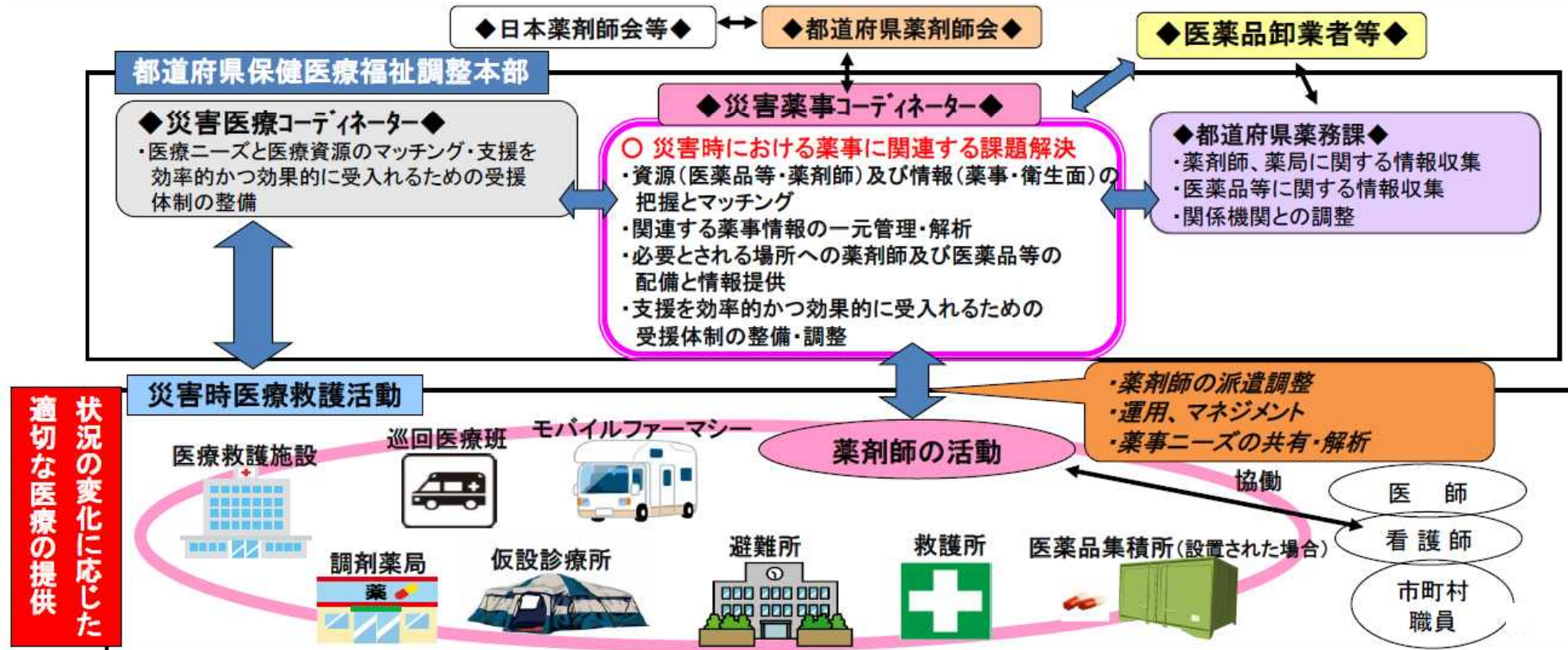
(12) 業務継続計画（BCP）

業務継続計画（BCP）とは、災害などの緊急時に低下する業務遂行能力（医療機関の場合は診療機能）について、その影響を最小限に抑え、早期復旧を可能とするための準備体制及び方策をまとめたものであり、平成 23 年に発生した東日本大震災を踏まえて、「災害発生時における医療体制の充実強化について」（平成 24 年 3 月 21 日付け医政発 0321 第 2 号厚生労働省医政局長通知）において、全ての医療機関に、災害対策マニュアル及び業務継続計画を策定することを求めている。

また、平成 29 年より、災害拠点病院の指定要件に、業務継続計画（BCP）を整備することを追加している。

災害薬事コーディネーター

- 災害薬事コーディネーターは、災害時に必要な医薬品等の供給管理や被災地の衛生管理を始めとする薬事に関連する課題の把握・解析・マッチング等を行い、解決を行うものとして都道府県から委嘱等されている。
- 主な活動内容は、①被災地における医薬品等ニーズ情報収集 ②医薬品等の供給管理 ③支援薬剤師の派遣調整・受入調整 等である。
- 主な活動場所は、都道府県庁（保健医療福祉調整本部）、保健所、都道府県薬剤師会本部・支部、市町村（救護所、避難所）等である。
- 都道府県の派遣要請等に基づき活動する。
- 厚生労働省は、災害時の薬剤師の体制整備について、「災害時における薬剤師の対応体制整備事業」や「厚生労働科学研究」等により、災害時に求められる薬剤師の役割や平時から必要となる準備等の明確化、当該内容を盛り込んだ災害対応マニュアルの改訂、災害薬事コーディネーター研修プログラムの立案等に向け、取組を進めている。



（目的）

第1条 この要綱は、災害等により大規模な人的被害が発生した場合において、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るため、医薬品等の供給調整や薬剤師の派遣調整等を行う、**茨城県災害薬事コーディネーター**（以下「コーディネーター」という。）及び**茨城県災害支援薬剤師**（以下「災害支援薬剤師」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

（認定及び任期）

第2条 知事は、災害時における薬事に関連する課題解決に精通した薬剤師として、公益社団法人茨城県薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）から推薦を受けた者のうちから、コーディネーターを認定する。

- 2 知事は、**第4条に規定する研修会、若しくは知事が同等以上と認める研修会等を受講し、かつ、災害時における薬事に関連する課題解決に精通した薬剤師のうちから、災害支援薬剤師を認定する。**
- 3 コーディネーターの任期は、認定の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。
なお、コーディネーターが欠けた場合においては、後任のコーディネーターを認定することとし、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 **災害支援薬剤師の任期は、認定の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、災害支援薬剤師が任期延長を希望する場合には、任期満了日までに必要な研修を受講することにより、災害支援薬剤師の任期を現在の任期満了日から1年間延長することができる。**

2. 「医療計画」と「地域防災計画」における位置づけ

	第 8 次 茨城県保健医療計画 (計画期間R6～R11)	茨城県地域防災計画 (R7.3改定)
根拠法令	医療法 第30条の4	災害対策基本法 第40条
概要	医療法第30条の4第1項の規定に基づく茨城県の医療計画として位置付けられるもの	災害対策基本法第40条の規定に基づき、茨城県防災会議が策定する計画であって、県内の災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたもの
災害薬事コーディネーターの規定	○各論 第 1 章 県民の命を守る地域医療の充実 第 2 節 医療体制の確立 7 災害医療 【対策】 (4)災害医療救護及びコーディネート体制	地震災害対策計画編 第 3 章 災害応急対策計画 第 4 節 被害軽減対策 第 5 応急医療 ■対策 1 応急医療体制の確保 (4)災害薬事コーディネート体制の確保
設置要綱	茨城県災害薬事コーディネーター等設置要綱 (令和 5 年10月10日策定) 災害等により大規模な人的被害が発生した場合において、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るため、医薬品等の供給調整や薬剤師の派遣調整等を行う、 茨城県災害薬事コーディネーター及び茨城県災害支援薬剤師 の設置に関し、必要な事項を定める。	
(参考)	災害薬事コーディネーター活動要領 (令和 7 年 3 月10日付け医薬総発0310第 2 号厚生労働省医薬局総務課長通知) 都道府県の <u>地域防災計画等</u> において、災害薬事コーディネーターの運用計画等について記載する際及び都道府県の <u>医療計画等</u> において、災害薬事コーディネーターの整備、運用等の災害時の医療に係る項目を記載する際の 指針	

第8次茨城県保健医療計画（令和6年度～令和11年度）

○各論

第1章 県民の命を守る地域医療の充実

第2節 医療体制の確立

7 災害医療

【対策】

(4) 災害医療救護及びコーディネート体制

ア 求められる医療機能

- (イ) 県、地域災害医療コーディネーター、災害時小児・周産期リエゾン及び**災害薬事コーディネーター等の協力の下**、関係機関との相互の状況把握に努め、適切な役割・連携による、地域の実情に応じた**災害時の医療提供体制を構築**すること。

イ 対策

- (カ) **被災地の薬事・衛生面に関する情報の把握や、医薬品や薬剤師のマッチング等を行う災害薬事コーディネーターの養成及びその能力向上に務めます。**

茨城県地域防災計画（令和6年度版）

地震災害対策計画編

第3章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第5 応急医療

■ 対策

1 応急医療体制の確保

(4) 災害薬事コーディネート体制の確保

【県（保健医療部）】

県は、被災地において、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るため、**医薬品等の供給調整や薬剤師の派遣調整等を行う、茨城県災害薬事コーディネーター及び茨城県災害支援薬剤師を設置する。**

茨城県災害薬事コーディネーターは、県の要請により茨城県災害対策本部保健医療部に出務し、次の業務を行う。

- ① 県全体の薬局等の被害状況の分析に関すること。
- ② 県全体の医薬品等ニーズ及び薬剤師ニーズの分析に関すること。
- ③ 県全体の医薬品等の供給及び薬剤師の派遣に係る助言及び調整に関すること。
- ④ 県全体の薬局及び医療救護チームへの支援に関すること。
- ⑤ 県全体の医薬品集積センター及び仮設調剤所における医薬品等の管理に関すること。
- ⑥ その他、災害時における薬事に関連する課題解決等、県が必要と認める事項

茨城県災害支援薬剤師は、県の要請により茨城県災害対策本部保健医療部保健所現地対策班に出務し、次の業務を行う。

- ① 地域の薬局の被害状況の分析に関すること。
- ② 地域の医薬品等ニーズ及び薬剤師ニーズの分析に関すること。
- ③ 地域の医薬品等の供給及び薬剤師の派遣に係る助言及び調整に関すること。
- ④ 薬局及び医療救護チームへの支援に関すること。
- ⑤ 医薬品集積センター及び仮設調剤所における医薬品等の管理に関すること。
- ⑥ その他、災害時における薬事に関連する課題解決等、県が必要と認める事項

なお、茨城県災害薬事コーディネーターと茨城県災害支援薬剤師は、相互に連携・協力して業務を行うものとする。

第8次茨城県保健医療計画（令和6年度～令和11年度）

※茨城県ホームページ<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/iryo/keikaku/koso/health-med-plan/r3-minaoshi-3.html>

計画の内容

[第8次茨城県保健医療計画の概要（PDF：694KB）](#)

第8次医療計画

[表紙・あいさつ・目次](#)

[総論第1章 計画の基本的な考え方（P1-8）](#)

[総論第2章 現在の保健医療の状況（P9-36）](#)

[総論第3章 将来の保健医療の状況（P37-38）](#)

[総論第4章 保健医療圏と基準病床数（P39-44）](#)

[各論第1章第1節 地域医療連携の推進～第2節5 精神疾患（P45-124）](#)

[各論第1章第2節6 救急医療～12 在宅医療（P125-203）](#)

・・・

茨城県地域防災計画（令和6年度版）

※茨城県ホームページ<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/bousaikiki/bousai/bosaikeikaku.html>

- [地震災害対策計画編（R7.3改定）](#)
- [津波災害対策計画編（R7.3改定）](#)
- [風水害等対策計画編（R7.3改定）](#)
- [資料編1（R7.3改定）表紙～3地震及び気象に係る基礎データ](#)
- [資料編2（R7.3改定）4中央防災会議～8危険箇所等](#)
- [資料編3（R7.3改定）9危険物施設・毒性ガス～17災害応急復旧](#)
- [資料編4（R7.3改定）18被災者生活再建支援法の適用～25災害報告](#)

※この他に原子力災害対策計画編もあります。

3.茨城県保健医療部災害対策マニュアル

令和7年8月改定

○作成の目的

本マニュアルは、大地震や風水害等の自然災害が発生した際の、県地域防災計画に示された保健医療部の役割等について、福祉部との連携の下、各職員が、市町村、医療機関・福祉施設、県医師会・県社会福祉協議会等関係団体、日本赤十字社茨城県支部等と協力して実施する応急対策活動を円滑に行えるよう、具体的な手順を定め、保健医療・福祉関係者の災害時における応急対策活動を支援することを目的とする。

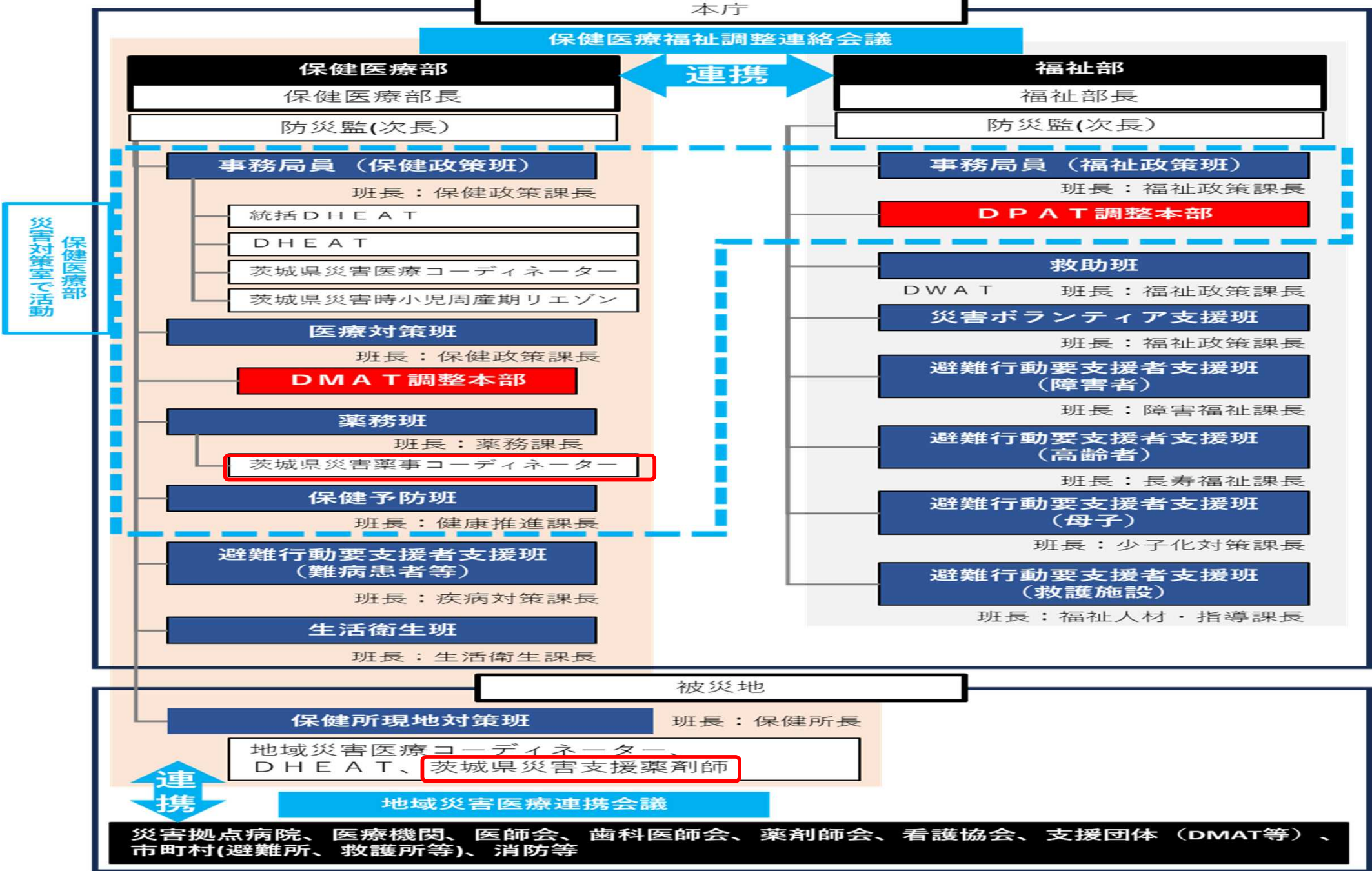
○基本的考え方

本マニュアルは、発災後72時間以内における初動期の活動を中心に、県保健医療部職員が迅速かつ適切な対応がとれるよう、県保健医療部職員の招集・活動体制、災害時に必要とする業務の詳細な手順等を記述してある。

(中略)

本マニュアルに則り、市町村、医療機関並びに県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会などの**関係団体等と綿密に連携する**ことにより、適確な活動が実現するものであり、各機関においても各々が災害時の活動マニュアルを定めることによって、**より強固な災害対策体制の構築が期待される**ものである。

県保健医療部の災害対策組織図



茨城県の薬事に関する災害対応

年月	内容
平成19年12月	「災害時の医療救護活動に関する協定」を締結 茨城県地域防災計画等に基づき、茨城県薬剤師会が災害発生時の医療救護活動に協力
平成27年9月	台風第18号 災害時の医療救護活動
令和元年10月	台風第19号 災害時の医療救護活動
令和5年10月	茨城県災害薬事コーディネーター等設置要綱を作成
令和6年4月	第8次茨城県保健医療計画に災害薬事コーディネーター等を規定
令和7年3月	茨城県地域防災計画に災害薬事コーディネーター等を規定

4.茨城県災害薬事コーディネーターの役割

災害薬事コーディネーター4名

(内訳)

県薬剤師会 3名

県立中央病院 1名

茨城県災害薬事コーディネーター等設置要綱 第3条第1項

〈業務〉

コーディネーターは、県の要請により、茨城県災害対策本部保健医療部（保健医療部本部）に出務し、次の業務を行う。

- (1) 県全体の薬局等の被害状況の分析に関すること
- (2) 県全体の医薬品等ニーズ及び薬剤師ニーズの分析に関すること
- (3) 県全体の医薬品等の供給及び薬剤師の派遣に係る助言及び調整に関すること
- (4) 県全体の薬局及び医療救護チームへの支援に関すること
- (5) 県全体の医薬品集積センター及び仮設調剤所における医薬品等の管理に関すること
- (6) その他、災害時における薬事に関連する課題解決等、県が必要と認める事項

4.茨城県災害支援薬剤師の役割

茨城県災害薬事コーディネーター等設置要綱 第3条第2項

〈業務〉

災害支援薬剤師は、県の要請により、医薬品集積センターや茨城県災害対策本部保健医療部保健所現地対策班、被災地等に出務し、次の業務を行う。

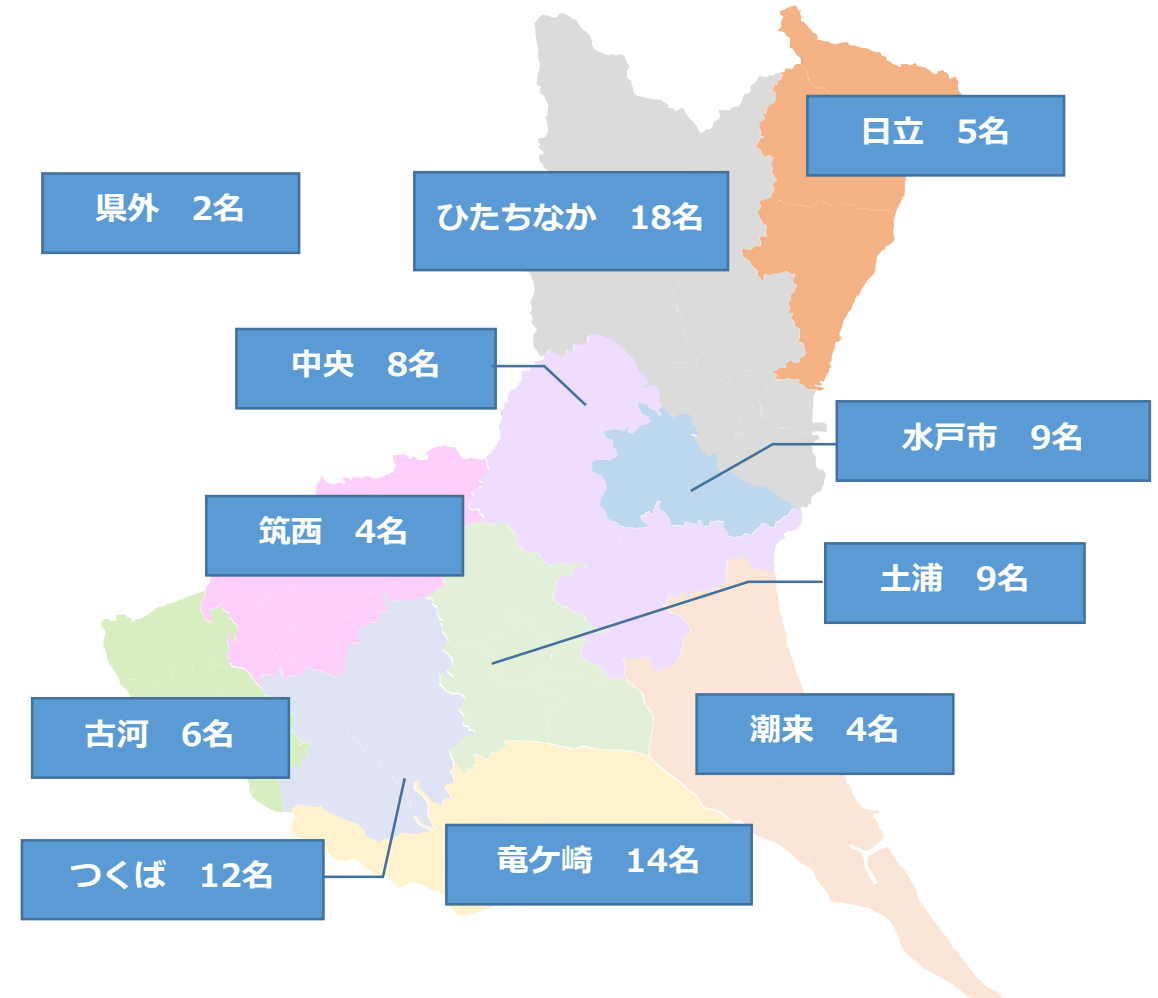
- (1) 地域の薬局の被害状況の分析に関すること
- (2) 地域の医薬品等ニーズ及び薬剤師ニーズの分析に関すること
- (3) 地域の医薬品等の供給及び薬剤師の派遣に係る助言及び調整に関すること
- (4) 薬局及び医療救護チームへの支援に関すること
- (5) 医薬品集積センター及び仮設調剤所における医薬品等の管理に関すること
- (6) その他、災害時における薬事に関連する課題解決等、県が必要と認める事項

茨城県災害支援薬剤師認定数

(単位：名)

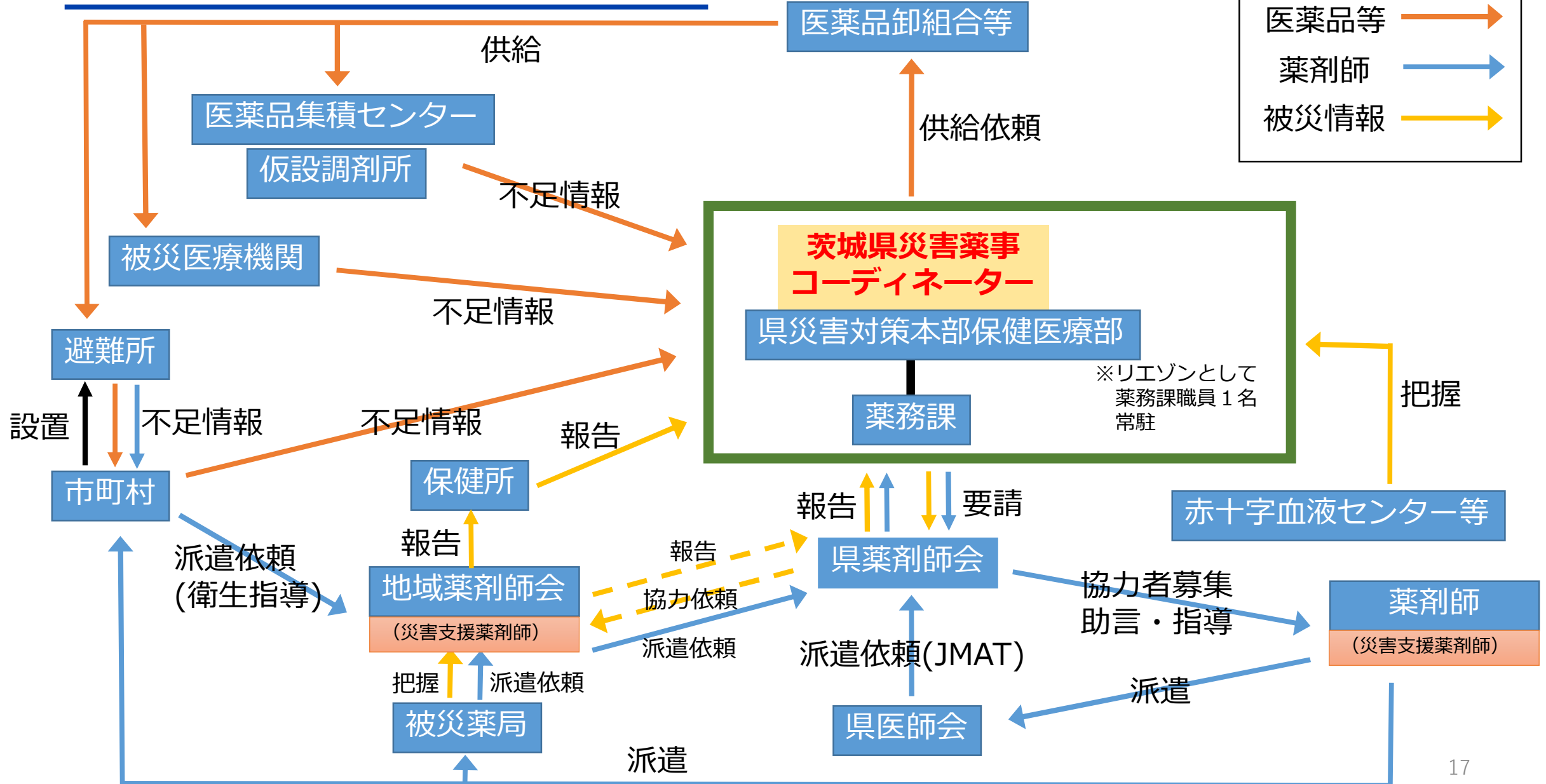
	R5	R6	合計
薬局薬剤師	38	37	75
病院薬剤師	3	9	12
その他	2	2	4
計	43	48	91

茨城県災害支援薬剤師配置状況（保健所別）



令和5年度認定者 令和6年3月1日現在勤務地別
 令和6年度認定者 令和7年1月31日現在勤務地又は住所別
 での人数の合計

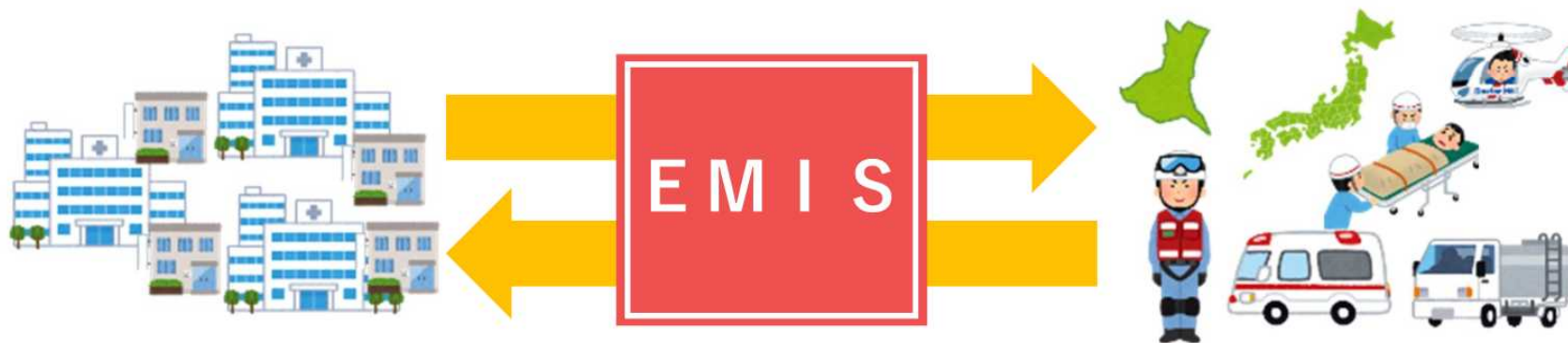
災害時の薬事関連体制の概要 ※イメージ



5.EMIS（広域災害・救急医療情報システム）

※EMIS：Emergency Medical Information System

- 災害時の医療を支える全国共通のシステム
- 医療機関の状況を迅速に把握し、全国の行政や医療関係者が連携するために開発された。
- 医療機関の報告を通じて地域全体の医療の状況を把握し、限られた資源(人、モノ)を適切に割り振ることができる。



茨城県内でEMISに登録のある機関

- 行政機関（県庁関係部署、保健所、市町村、消防本部等）
- 県医師会、郡市医師会、県看護協会
- 日本赤十字茨城県支部
- 災害拠点病院、DMAT指定医療機関
- 病院、有床診療所

▼フィルター

最終情報検索日時: 2025/09/01 09:26:56

医療機

表示情報

緊急

詳細

オペレーション

☐ 要手配/未入力のみ表示する

都道府県

☒ 北海道

警戒

☐ 東北

☐ 宮城県

災害

☐ 秋田県

災害

☐ 福島県

災害

☐ 新潟県

災害

☐ 関東

☐ 栃木県

災害

☐ 千葉県

災害

☐ 東京都

災害

☐ 神奈川県

災害

☐ 中部

☐ 山梨県

災害

☐ 長野県

災害

☐ 静岡県

災害

☐ 近畿

☐ 京都府

災害

☐ 兵庫県

災害

☐ 和歌山県

災害

医療機関被災・支援状況

医療機関名

更新日時

医師
出動
状況

緊急時入力

入院病棟

医療機関名	更新日時	医師 出動 状況	緊急時入力	入院病棟										
医療機関名	更新日時	医師 出動 状況	入院病棟の危険状況	ライフライン・サプライ状況	必要 支援内容	更新 日時	入院病棟							
医療機関名	更新日時	医師 出動 状況	倒壊 状況	火災	浸水	電気 使用 不可	水 使用 不可	医療 ガス 使用 不可	医薬品 衛生資器材 使用不可	必要 支援内容	更新 日時	入院病棟		
総合計	要支援: 8 支援不要: 12 未入力: 829	47%	7	3	8	5	3	3	5	2	1	1	0	3
都道府県名	要支援: 8 支援不要: 12 未入力: 829	47%	7	3	8	5	3	3	5	2	1	1	0	3
2025/08/18 09:00以降の入力情報です。 Excel出力														
南渡島	要支援: 7 支援不要: 8 未入力: 39	46%	6	3	6	4	3	3	5	2	1	1	0	2
市町村名														
要	要	医療機関名	08/20 15:20	0%	●	●	●	●	●	-	08/20 15:18	●	●	●
●	●	医療機関名	08/20 12:14	0%	●	●	●	●	●	-	08/20 12:12	●	●	●
要	要	医療機関名	08/20 10:53	-	●	●	●	●	●	-	08/20 10:53	●	●	●
未	未	医療機関名	08/18 09:41	-	●	●	●	●	●	-	-	●	●	●

緊急時入力									
入院病棟の危険状況			ライフライン・サプライ状況				必要 支援内容		更新 日時
倒壊 状況	火災	浸水	電気 使用 不可	水 使用 不可	医療 ガス 使用 不可	医薬品 衛生資器材 使用不可			▼
7	3	8	5	3	3	5	2		
7	3	8	5	3	3	5	2		
6	3	6	4	3	3	5	2		
●		●	●	●		●	-		08/20 15:18

医薬品や衛生資器材、医療ガス等の
使用可否状況を確認